

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 4 月 28 日

名古屋市教育委員会教育長 杉 浦 弘 昌

名古屋市教育委員会規則第13号

名古屋市図書館館則の一部を改正する規則

名古屋市図書館館則（昭和26年名古屋市教育委員会規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正前	改正後
第9条（略） 2～4（略） 5 同時に個人貸出しすることのできる図書の数、 <u>6冊</u> 以内とする。ただし、図書館の業務に支障がない場合において、館長が特別の事由があると認めるときは、 <u>10冊</u> を限度としてその数を増加することができる。 6・7（略） 第17条 自動車図書館において同時に個人貸出しすることのできる図書の数は、 <u>8</u>	第9条（略） 2～4（略） 5 同時に個人貸出しすることのできる図書の数は、 <u>10冊</u> 以内とする。ただし、図書館の業務に支障がない場合において、館長が特別の事由があると認めるときは、 <u>20冊</u> を限度としてその数を増加することができる。 6・7（略） 第17条 自動車図書館において同時に個人貸出しすることのできる図書の数は、 <u>12</u>

冊以内とする。ただし、自動車図書館の業務に支障がない場合において、中央図書館長が特別の事由があると認めるときは、20冊を限度としてその数を増加することができる。

2 (略)

冊以内とする。ただし、自動車図書館の業務に支障がない場合において、中央図書館長が特別の事由があると認めるときは、20冊を限度としてその数を増加することができる。

2 (略)

## 附 則

この規則は、令和8年7月1日から施行する。